

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 国民健康保険法施行令の一部改正（第一条関係）

一 平成二十八年度から、国民健康保険組合に対する国庫補助の額を当該国民健康保険組合の財政力に応じたものとするに伴い、国民健康保険組合の特別積立金及び給付費等支払準備金の額について、所要の規定の整備を行うこと。

二 その他所要の改正を行うこと。

第二 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正（第二条関係）

一 国民健康保険組合に対する国庫補助の額の算定方法について、所要の規定の整備を行うこと。

二 平成二十八年度において、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、三分の二を標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、国民健康保険組合に対する国庫補助の額の算定方法について、所要の規定の整備を行うこと。

第三 健康保険法施行令の一部改正（第三条関係）

一 傷病手当金の合計額が障害手当金の額に達するに至る日における傷病手当金の支給額の調整方法を定めるもの。

二 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第五条の規定による改正後の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第四号に規定する患者申出療養を保険外併用療養費の支給対象とすることに伴い、高額療養費の支給要件について、所要の規定の整備を行うこと。

第四 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正（第五条関係）

一 高額療養費の支給要件について、第三の二に準じた改正を行うこと。

二 その他所要の改正を行うこと。

第五 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正（第六条関係）

平成二十八年度及び平成二十九年度の老人保健拠出金に係る規定について、所要の規定の整備を行うこと。

第六 健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正（第七条関係）

全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の調整を行う期限を平成三十二年三月三十一日とすること。

第七 その他関係政令の一部改正（第四条及び第八条から第十五条まで関係）

船員保険法施行令、私立学校教職員共済法施行令、国家公務員共済組合法施行令、地方公務員等共済組合法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令について、健康保険法施行令の改正に準じた改正を行うとともに、その他関係政令につき所要の規定の整備を行うこと。

第八 施行期日等（附則関係）

- 一 この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）
- 二 この政令の施行に際し必要な経過措置等を設けること。（附則第二条から第九条まで関係）